

令和8年第1回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和8年3月18日午前8時57分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	檜 木 正 行		

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 笠松昭宏 主 幹 山根 愛

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	檜 山 裕 子
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	芝 健 治	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	三 浦 誠	税 務 課 副 課 長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	笠 松 由 希	住 民 課 副 課 長	木 村 弘 行
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃
福 祉 課 副 課 長	出 羽 正 典	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	谷 本 和 久	建 設 課 副 課 長	檜 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局副局長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学 校 給食センター 所 長	芦 口 正 史		

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 号 上富田町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 6 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 7 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 8 号 上富田町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 9 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 6 議案第 10 号 さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条  
例
- 日程第 7 議案第 11 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 12 号 上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特  
別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 13 号 上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金条  
例
- 日程第 10 議案第 14 号 上富田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 16 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 12 議案第 17 号 令和 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算  
（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 18 号 令和 7 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 19 号 令和 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第  
3 号）
- 日程第 15 議案第 20 号 令和 7 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 21 号 令和 7 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 2  
号）
- 日程第 17 議案第 22 号 令和 8 年度上富田町一般会計予算

- 日程第 1 8 議案第 2 3 号 令和 8 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 1 9 議案第 2 4 号 令和 8 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 2 0 議案第 2 5 号 令和 8 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 2 1 議案第 2 6 号 令和 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 2 2 議案第 2 7 号 令和 8 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 2 3 議案第 2 8 号 令和 8 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 2 4 議案第 2 9 号 令和 8 年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第 2 5 議案第 3 0 号 令和 8 年度上富田町下水道事業会計予算
- 日程第 2 6 議案第 3 1 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 3 2 号 町道路線の変更について
- 日程第 2 8 議案第 3 3 号 上富田町副町長の選任について
- 日程第 2 9 議案第 3 4 号 上富田町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 3 0 議案第 3 5 号 上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 1 議案第 3 6 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 3 2 議案第 3 7 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 3 3 議員派遣の件について
- 日程第 3 4 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年第 1 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

△日程第 1 議案第 5 号～日程第 16 議案第 21 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 議案第 5 号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例から日程第 16 議案第 21 号、令和 7 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 2 号）まで、16 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

---

△日程第 1 議案第 5 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 議案第 5 号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 5 号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第2 議案第6号

○議長(大石哲雄)

日程第2 議案第6号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第3 議案第7号

○議長(大石哲雄)

日程第3 議案第7号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

防災対策室設置に伴い、室長を置く必要があるということですが、防災対策室を置くことについては賛成ですが、人員を増やす必要があると私は思いますが、人員については今後増員していく予定なのか、お聞かせください。

○議長（大石哲雄）

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

質疑にお答えいたします。

今後における防災対策室の人員につきましては、令和8年4月1日付では、防災対策室に2名の職員及び室長、総務課の副課長兼務になりますが、3名体制となります。今後におきましては、人員のほうにつきましても増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第4 議案第8号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第8号、上富田町消防団条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号、上富田町消防団条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第5 議案第9号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第9号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了します。  
これより議案第9号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第10号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第10号、さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

それでは質疑させていただきます。  
まず最初に、3点お伺いします。  
文化芸術及び生涯スポーツの振興に資する事業に寄付された今までの寄付金は、文化・芸術の振興に幾ら使われ、生涯スポーツの振興に幾ら使われたか。また、文化・芸術の振興と生涯スポーツ振興に使われた割合を教えてください。  
2点目の質問は、スポーツ施設の整備に資する事業のスポーツ施設をスポーツセンターと説明しました。スポーツセンターに十分な財源を充当できるので変更したと説明されましたが、この寄付金をスポーツセンターに多く活用するということになるのですか。が2点目です。

3点目、自然環境の保存及び衛生の向上に資する事業の環境衛生に資する事業とは、

具体的にどのようなものなのか、お答えください。

以上です。

○議長（大石哲雄）

振興課長、芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えをいたします。

3点質疑をいただきました。

まず1点目、ふるさと納税活用の4分野のうち、文化・芸術及び生涯スポーツの振興に資する事業について、文化・芸術とスポーツそれぞれの額と割合についてということで質疑をいただきました。直近の5年間を遡ってちょっと説明させていただきます。

まず、現時点の直近は令和6年度です。まず、文化・芸術のほうです。町立図書館の図書購入に203万5,262円、約200万円を使用しております。そして、体育協会の補助金に100万円を使用しております。今度、スポーツの分野です、体育協会の補助金に。さらにこの年度は特殊といいますか、スポーツセンター多目的グラウンドAの人工芝設置工事1億2,991万円、約1億3,000万円を使用しておりますので、割合で言いましたら、文化・芸術に1.5%、スポーツに98.5%ということになります。令和6年度においては。

続いて令和5年度です。令和5年度においては、図書購入に197万6,617万円のみ使用しています。200万円のみです。つまり、令和5年度においては文化・芸術のみということになります。

令和4年度においても同様で、200万円の図書購入のみ、文化・芸術のみです。令和4年度もおおむね200万円。

令和3年度は、町立図書館の図書購入とパソコンの購入に197万1,148円、約200万円を払っております。いわゆる文化・芸術に関しては約200万円。スポーツの分野におきましては、体育協会の補助金や紀州口熊野マラソン、そして東京オリンピック、サッカー競技出場のホンジュラス代表チームの合宿対応、これを含めて95万6,247円、約100万円ということになりますので、割合で言いましたら、文化・芸術に67%、スポーツに33%、これが令和3年度です。

そして、令和2年度においても、200万円は図書購入のみということで、文化・芸術、割合100%ということになっております。

なお、このふるさと納税については、町の公会計が一旦歳入として受け入れた後、さわやかまちづくり基金に積み立てることとなりますので、したがって、当該年度に受け入れた寄付金はその年度内に使用されるとは限らず、基金会計に入金されたまま年

度を繰り越しますので、当該年度の入金額イコール活用額にはならないということを、ちょっと念のために申し添えたいと思います。これが1点目です。

2点目のスポーツ施設ということで、スポーツセンターにできるのかということで、とにかくスポーツセンターに多く活用するのかということでございますが、これはあくまで、スポーツセンターに多く活用するというのではなくて、スポーツセンターの改修に充当する明確な根拠を示したということでございますので、現状は、「文化・芸術及び生涯スポーツの振興に資する事業」となっておるのを、今度は、「文化・芸術、生涯スポーツの振興及びスポーツ施設の整備に資する事業」ということを明確に記載することによって、寄付者の立場のことを考えて、やはりこれは我々としても誠実に全て書いたほうがいいのではないかとございます。

続いて、3点目は、環境衛生に資するとは具体的にどういったものかということなんですけれども、今想定されておりますのは、今後、環境衛生については、田辺周辺広域市町村圏組合が進めるごみ処理施設の建設に係る本町の負担金であったり、その他し尿処理施設等、これからは環境衛生については、いわゆる広域的な負担金というものを今後は出していくことになってきますので、そういったことを今の時点では想定をしているところでございます。

いずれにいたしましても、明確に書いているところは、寄付者に対して、やはり我々誠実でなければならないということで明確に、今までは割とぼやっとした内容だったんですけれども、もっと明確に具体的に記載すると、そういうふうな方向でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今お聞きすると、やっぱりスポーツセンターに多額の金額が使われているということなんだと思うんですけれども、5年間の合計比率でいったらどうなるんでしょうか。文化・芸術とスポーツの振興と。

それと、もう一点お聞きしたいのは、スポーツセンター以外のスポーツ振興にはお金を使っておられないということですか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

---

休憩 午前 9時10分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

芝君。

○振興課長（芝 健治）

すみません。大変貴重なお時間をいただいて申し訳ございませんでした。

5年間の割合でいいましたら、スポーツと文化でいいましたら、まず、文化で92%です。

（「金額ですよ」と吉本議員呼ぶ）

○振興課長（芝 健治）

金額ですか。先ほど、割合とおっしゃったので、もう割合で答えさせていただきます。

（「金額の割合ですよ」と吉本議員呼ぶ）

○振興課長（芝 健治）

92%、そして、こっちのスポーツに関しては8%。先ほど、私、1年間で言いましたけれども、5年間で総額しましたらそういうふうになります。8%と92%ということです。

あと、スポーツセンターについては、例えば令和3年度において、野球場の大改修というものも行いました。土の入替えとか。このときにおいては、その他目的達成のために町長が必要と認める事業というものについて、そこで約3,300万円の経費も使っているということもあります。

あと、その他スポーツ以外では、当然、紀州口熊野マラソンとか、スポセンのトイレの改修、洋式化にするとかそういったことで使われているということもありますので、一概に何もかも、スポーツセンターにこのスポーツ事業について突っ込んだというわけではない。そこのほうへ財源を充てたということではないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私がお聞きしたのは、金額において、その金額の割合です。最初に質問の前に通告しておいたんですけれども、金額における割合をお聞きしたいんですよ。金額の割合が文化と芸術でどれだけの。これ、両方振興するとなっているわけですから、それがどれだ

けの金額の割合なのかということです。それをお聞きしたいのは、またスポーツの施設にということをつけ加えるわけですからね。余計に私はそれを心配しておるので、ちょっとその金額の割合をお聞きしたいということです。

それと、ちょっとお聞きしたいんですが、もう一点、文化・芸術及びスポーツの振興に資する事業は、スポーツセンターの施設の整備で振興できるものではないと思うんです。文化・芸術の振興にもいろいろな取組があって振興されていきますし、文化施設の充実も図らなければならないと思います。

スポーツも同様で、住民の中にスポーツの大切さを分かってもらう取組が必要となると思うんですね。施設もスポーツセンターだけではないと思います。河川敷を使ってグラウンドゴルフをされている方もおられますし、そういう施設も整備しなければならないと思うんですね。やっぱり、文化・芸術及びスポーツの振興に資する事業の全体を見て、取組や施設・設備にバランスよくやっぱり使うべきであるという見解なんですけれども、私の見解ですが、どのような見解ですか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

あくまで、今回、スポーツ施設という言葉を入れておりますけれども、これまでは、文化と芸術及びスポーツの生涯スポーツの振興ということで、非常に抽象的な表現だったと。そういう中でも、スポーツセンターの中へお金を入れてきたといったところがありますが、今回は、もうちょっとスポーツセンターというものを明記しておりますので、だから、寄付者にとってスポーツセンターとかへはお金を入れたくない、私は子供たちの健全な育成のためにお金を入れたいんだという人がおれば、そちらのほうへ当然お金も入れてくれると思いますので、やはり寄付者の立場に立ってもうちょっと具体的に、今まであまりにも抽象的だったので、具体的な表現にしたというところでございます。

いずれにいたしましても、今度のこの改正案については、文化・芸術、生涯スポーツの振興及びスポーツ施設の整備に資する事業ということで、生涯スポーツの振興とありますので、このスポーツセンターの施設以外に対して、スポーツに対する町民の健康増進であったりとか、介護予防とか青少年の健全育成といいますか、そちらのほうについても当然充てられるものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

もう3回やな、よろしいな。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第10号、さわやか上富田まちづくり寄付条例に対する反対討論を行います。

町長の子供を大切にしたいという思いからの提案なので、子供たちの健全な育成と安心・安全なまちづくりに資する事業を一番前にすることは賛成します。

しかし、「文化・芸術及び生涯スポーツの振興に資する事業」を、「文化・芸術及び生涯スポーツの振興及びスポーツ施設の整備に資する事業」に変更する説明において、スポーツ施設をスポーツセンターと説明しました。文化・芸術及び生涯スポーツの振興を進めるためのスポーツセンターの施設は一部であり、グラウンドゴルフなどの他のスポーツ施設や文化・芸術の整備も必要です。施設だけでなく取組があつてこそ、文化芸術、生涯……。

○議長（大石哲雄）

続けてくださいよ。

○9番（吉本和広）

施設だけでなく取組があつてこそ、文化・芸術及び生涯スポーツの振興は進みます。全体のバランスを見て活用すべきです。今、その取組にはなっているでしょうか。町外の方が多く使用しているスポーツ施設に多くの資金をさらに使えるようにすることが考えられます。そのための根拠とするスポーツ施設の整備に資する事業は、町民の文化・芸術及び生涯スポーツの振興のバランスを欠くこととなりますので、変更すべきではないことを申し上げて、反対討論とします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号、さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第7 議案第11号

○議長(大石哲雄)

日程第7 議案第11号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番(吉本和広)

1人当たりの県納付金が、令和7年度の16万232円から令和8年度は16万7,986円となり、7,754円も上がりました。均等割が今後増すことから、これからも上がり続けることになるのではないのでしょうか。どうでしょうか。お答えください。

○議長(大石哲雄)

税務課長、三浦君。

○税務課長(三浦 誠)

お答えします。

8年度、上がる形になりますが、今後も段階的には上がる可能性はあります。

○議長(大石哲雄)

吉本君。

○9番(吉本和広)

払えなくなる方が増えると、私の見解ですが、どのような見解でしょうか。

○議長(大石哲雄)

吉本君の見解を言う場面ではないんですが。

○9番（吉本和広）

質疑は。

○議長（大石哲雄）

質疑だけです。

○9番（吉本和広）

質疑はできましよう。

○議長（大石哲雄）

吉本君の見解を言うんではないんです。

○9番（吉本和広）

はい。見解を言って求めることはできます。

○議長（大石哲雄）

吉本君の見解はそうらしいですが、答弁はしません。

○9番（吉本和広）

答弁できますよ。質問できる。私の見解はこうだけれども、どうお考えですかはできますよ。議員必携にそう書かれていますから。

○議長（大石哲雄）

改正する条例についての質疑を行います。吉本君の見解の質疑はできませんので。

○9番（吉本和広）

そんなことないです。議員必携に書いています。自己の見解を。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

---

休憩 午前 9時23分

---

再開 午前 9時23分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

吉本君、もう一度質疑をお願いします。

○9番（吉本和広）

払えなくなる方が増えませんか。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○税務課長（三浦 誠）

お答えします。

払えなくなる方と言いますが、納税相談を受けながら、今後納めていただけるようには指導していきたいかなと考えますが、払えなくなるかどうかは、ちょっと正直、今の段階で分からないです。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第11号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

この条例の1人当たりにかかる均等割の負担額は、医療分、後期支援金分、介護分の全てで昨年より増えています。介護分は、所得割、平等割、均等割の全てで負担率が増えています。40歳代夫婦、専業主婦、子供2人の4人世帯では、給与所得が251万円であれば1万2,400円増え42万4,600円にもなっています。給与所得が443万円であれば2万1,100円も増え73万9,300円にもなります。昨年、前年度に比べ、1人平均約7,750円の負担増で、1人当たりの納付金額は16万7,986円にもなる見込みです。

和歌山県国保運営方針には、保険事業に係る費用についての繰入れなどの決算補填等目的以外のもの、各市町村の政策により積極的に行われるものへの法定外の一般会計からの繰入れは行ってよいとしています。物価高が続いている上に、実質賃金と実質年金

が下がっているという大変な状況です。国保加入者の多くが低所得であることを考え、まず1年、緊急的に子育て支援と高齢者の低所得者支援の観点から一般会計から繰入れて、18歳までの子供に係る均等割や高齢者の低所得者の減免に踏み切ることも必要ではないかと考えます。

子ども・子育て支援金を上乗せしています。保険税でもない新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませて収奪するという、極めて異例で筋違いの制度です。少子化対策の加速化プランの財源として総額3.6兆円のうち1兆円をこの支援金で賄おうとしています。子育て支援を本気で強化するなら、国庫負担で対応すべきです。SNSやメディアでは、子育て世帯以外への負担転嫁だなどの批判が噴出しています。そもそも子育て支援は社会保険の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や高齢などの健康リスクに備えるという、公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。

よって、議案第11号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（大石哲雄）**

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**△日程第8 議案第12号**

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第12号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第9 議案第13号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第13号、上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号、上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第10 議案第14号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第14号、上富田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号、上富田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### △日程第 1 1 議案第 1 6 号

#### ○議長（大石哲雄）

日程第 1 1 議案第 1 6 号、令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 9 号）について質疑を行います。

歳入及び歳出、それぞれ一括でお願いします。

まず、歳出から行います。

1 0 9 ページから 1 3 6 ページまでです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（大石哲雄）

質疑なしでいいですか。

それでは次に、歳入一括でお願いします。

9 7 ページから 1 0 8 ページまでです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 1 6 号、令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 9 号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第 1 2 議案第 1 7 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 1 7 号、令和 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

1 4 4 ページから 1 4 9 ページであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 1 7 号、令和 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第 1 3 議案第 1 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 3 議案第 1 8 号、令和 7 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 4 号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

1 5 5 ページから 1 6 0 ページで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了します。  
これより議案第18号、令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）を採決します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第14 議案第19号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第19号、令和7年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）について質疑を行います。  
歳入歳出一括でお願いします。  
168ページから171ページ、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了します。

これより議案第19号、令和7年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第15 議案第20号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第20号、令和7年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

177ページから180ページで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これより質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号、令和7年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第16 議案第21号

○議長（大石哲雄）

日程第16 議案第21号、令和7年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

186ページから189ページ、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第21号、令和7年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

9時50分まで休憩します。

---

休憩 午前 9時36分

---

再開 午前 9時48分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

△日程第17 議案第22号～日程第25 議案第30号

○議長（大石哲雄）

これより、日程第17 議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算から日程第25 議案第30号、令和8年度上富田町下水道事業会計予算まで9件を一括議題といたします。

当初予算の件につきましては、予算審査特別委員会においてご審議を賜っております。提出のありました委員会審査報告書はお手元に配付しておりますので、事務局長より朗読させます。

事務局長。

**○事務局長（笠松昭宏）**

朗読いたします。

令和8年3月18日、上富田町議会議長大石哲雄様。

予算審査特別委員会委員長中井照恵。

委員会審査報告書。

令和8年第1回（3月）定例会において本委員会に付託された各会計の予算案については、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。記。

1、議件。

議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算から議案第30号、令和8年度上富田町下水道事業会計予算までの9件。

2、審査結果。

議案第22号から議案第30号までを原案可決とする。

3、審査年月日。

令和8年3月3日、令和8年3月11日、令和8年3月12日。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

次に、本案に対する委員長の報告を求めます。

委員長、8番、中井照恵君。

**○8番（中井照恵）**

委員長報告。

議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算から議案第30号、令和8年度上富田町下水道事業会計予算までの9議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

議案第22号から議案第30号までの9議案は、去る3月3日に当予算審査特別委員会に付託され、3月11日、12日の2日間で当局から説明を受け、その後、質疑、討

論、採決を行いました。

その結果、付託された9議案のうち、議案第22号から議案第25号までの議案については賛成多数により、また、議案第26号から議案第30号までの議案については全会一致により全て原案のとおり可決すべきものといたしました。

各議案審査の過程においては、前年対比による増減理由、主な事業に関する説明書により、新規事業などの内容及び効果や積算根拠を質し、財政の健全性は確保されているか、行政の効率化・能率化は図られているかなど、質疑、提言は広範にわたりました。

令和8年度一般会計の総額は、過去最高であった令和7年度の91億3,600万円から3億3,200万円減の88億400万円となっています。

その主な内容は、子育て支援や高齢者福祉の環境改善を目的とした保育所・児童館・福祉センター等における照明のLED化、平成元年に整備された上富田町イノブタ団地の畜舎解体撤去事業の実施、上富田中学校体育館建て替えに向けた取組の準備並びに老朽化が進む上富田スポーツセンター整備等の新規事業に係る費用の計上によるものです。今回の上富田スポーツセンター整備においては、新地方創生交付金「第2世代交付金（地方創生型）」事業を活用し、スポーツDXソリューション事業が3か年計画で導入されることとなっています。令和8年度には、経年劣化により老朽化が著しい野球場のスコアボードをデジタル電光掲示板へ更新する計画となっており、本件については、当委員会において丁寧な質疑応答が行われました。その中で、デジタル電光掲示板更新に関し、維持管理や利活用計画については、もう少し時間をかけて整理すべきではないかとの意見も出されています。

結果として、議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算は可決されましたが、今後は、これらの意見も踏まえ、具体的な利活用策を十分に検討し、住民に対して分かりやすく示していくことが重要であると考えます。

本委員会における審査におきましては、各委員から多岐にわたる意見や要望が出されました。町当局におかれましては、これらの意見、提言の趣旨を十分に踏まえ、今後の施策の推進と適切かつ効果的な予算執行に努められるよう要望し、委員長報告といたします。

#### ○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

---

## △日程第 17 議案第 22 号

### ○議長（大石哲雄）

日程第 17 議案第 22 号、令和 8 年度上富田町一般会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

1 番、井溪君。

### ○1 番（井溪港斗）

私は、予算案全体に反対するわけではありません。本予算案は、限られた予算の中で子育て支援の充実や教育面、教育環境の充実も考えられており、バランスの取れた予算編成であると思います。

ただ 1 点、本予算案に計上されているスポーツ DX ソリューション導入委託料の中の野球場スコアボード更新事業について、現時点では賛成することができません。そのため、結果として、令和 8 年度上富田町一般会計予算案に反対の立場を取らせていただきます。

まず、申し上げたいのは、スコアボードの老朽化への対応そのものを否定するものではありません。安全性の確保や適切な維持管理の必要性は十分理解しておりますし、野球場が地域にとって大切な施設であることも承知しております。しかしながら、今回示されているのは、オーロラビジョンと言われるいわゆる高機能な電光掲示板への更新案であり、事業費は 2 億 5,300 万と高額です。国からの補助があるとはいえ、町の実質負担は決して小さくなく、さらに、将来的な更新費用や維持管理費まで含めて考えれば長期的な財政負担については極めて慎重な判断が必要です。

また、本案件が総務文教常任委員会に示されたのは 2 月 18 日であり、まだ一月しか経過しておらず期間も短い上に、検討に必要な材料も十分にそろっているとは言えません。今回示されたのは、一者のみの見積りによる更新案で現状設備の改修で対応した場合の費用や、ほかの手法、他社との比較検討がなされておらず、判断するための材料が不足していると感じます。加えて、契約方法についても随意契約となるのか、あるいはプロポーザル等による手続となるのか、現時点では明確ではありません。さらに、保険の加入の有無やその範囲、保険料についても不明確であり、事業実施後のリスク管理ま

で含めて不透明な点が残っている状態です。

そして何より、合宿利用、一般利用者増加などの効果が見込まれる予定という説明はあるものの、その根拠や具体的な計画が一つも示されていない状態です。高額な投資を行う以上、恐らく増えるだろうという見通しではなく、住民にも議会にも説明できるだけの具体的な根拠、材料を何点か示す必要があるかと思います。現状のままでは、議員である私たち自身も、この事業の必要性や妥当性を住民の皆様にも十分説明することができません。住民理解を得るには、事業費の妥当性、契約の透明性、将来かかる負担、利活用の具体性をもっと丁寧に示す必要があります。高額な公費を伴う事業であるからこそ、まずは住民の声に耳を傾け、納得の得られる説明を尽くしていただいてから執行すべきです。

町の財政は決して余裕がある状況ではありません。今後、教育、子育て、防災、福祉など、優先度の高い分野への投資も控えています。その中で本事業が今本当に優先して実施すべきものなのかという点について、私は慎重であるべきだと考えます。

条件が整い、夜間利用の拡充や大会誘致など具体的な利活用の計画が示され、あわせて、契約方法や維持管理費、将来的な負担まで含めた十分な説明がなされた後であれば、改めて前向きに検討すべき案件であると考えます。

しかし、現段階では、議会としても住民に対して十分に説明できる状況にはなく、判断材料の少なさ、また、議論する時間が明らかに不足していることから、時期尚早であると言わざるを得ません。10年後、20年後、将来の上富田町にとって本当に必要なものであるのか、材料がそろって議論を尽くした後に判断しても決して遅くはないと私は考えます。委員会に示されるのが、直前の2月18日ではなく、もう少し早く示してもらえれば調査する時間もあり、よりよい形になったのではないかと考えると、疑問と惜しい気持ちでいっぱいです。

以上の理由から、私は令和8年度上富田町一般会計予算に反対いたします。

#### ○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、正垣君。

#### ○6番（正垣耕平）

議長の許可を得ましたので、ただいま議題となっております議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算について賛成の立場から討論を行います。

まず、88億400万円の本予算は、厳しい財政状況の中にあっても住民生活の安定と地域の将来を見据えた編成であると受け止めております。

防災・減災の分野における取組では、防災対策費として備品購入費1,080万円が

含まれております。これは、令和9年度までにと期限を設けた防災計画の基、防災用備蓄品を段階的に確保していこうとするものとの説明がありました。現在役場で展示されています備蓄品では、数、種類、機能など、もちろん完全なものではありませんし、そのことを町民皆様に知ってもらった上で、町として計画性を持って防災備品拡充を進めることは、公助の観点からも重要な予算です。

次に、総務費、1項総務管理費、目企画費では、さわやか上富田まちづくり寄付金取扱手数料として1億500万円、昨年と同額予算ですが、これは5億円のふるさと納税を想定しているとのことで、引き続き担当課には試行錯誤、新たな取組を期待するところ です。

また、民生費、3項児童福祉費総務費の中では、病児保育事業負担金、保育体制整備支援費補助金など、上富田町における保育環境の改善に上富田町、また広域として課題に取り組む姿勢が表れている点だと考えております。

一方で、商工費、スポーツセンター等管理費、スポーツDXソリューション導入委託料についての課題については、予算審議において示された利活用や見通し、これはしっかり効果を検証していく必要が当然あります。

様々な行政事務事業運営と同様、当然必要です。改善に次ぐ改善、これからも当然求められて、効果を追い求めていくものであると考えます。このたびの審査で指定管理者からは、当該施設の運営状況、事業の必要について、私は納得できる判断材料を示されたと認識しています。年間11万人が訪れる当該施設を町として今後どのように位置づけをしていくのか、私は当施設を指定管理としてから、コロナ禍も経験した上でも、数字で見ても順調に成長しているものと受け止めることができますし、ここからまたさらなる成長を続けようとする施設に対する町としての関わり方が、今後のまちづくりの方向性を大きく左右する重要な視点であると考えております。

よって、本事業をもって予算を否定するものではなく、今後の展開や野球場としてのみの利用にとどまらない創意工夫に強い期待を込め、賛成するものであります。

上富田町を取り巻く環境は、県内においては比較的遅くではありますが、人口減少問題も横たわり、社会情勢の変化など、決して楽観できるものではありません。だからこそ、本予算を着実に執行し、一つ一つの施策を成果につなげていくことが重要であると考えます。

執行部におかれましては、町民の声に真摯に耳を傾けながら、効果的かつ効率的な予算執行に努めていただくことを強く要望いたします。

以上の理由により、本予算に賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。私からの賛成討論といたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算に対する反対討論を行います。

この予算には不十分な点があり、賛成することはできません。

給食の無償化、18歳に達する日以降最初の3月31日までの子供の医療費の無料化、地球温暖化対策としてCO<sub>2</sub>を削減する学校をはじめ町施設の照明のLED化、中学校体育館建設のための測量設計委託料が計上されているのは評価できます。

しかし、商工費のスポーツセンターの予算が広く町外の方への取組となっています。天然芝の野球場、サッカーなどのできる天然芝のグラウンド2面、人工芝1面と、多額の維持費用を必要とする質の高いスポーツ施設を町は多数持っています。県下で、利用料では全く賄えないほど、これほどの多くのスポーツ施設を持つ市町村はありません。田辺市でも、これほどのグラウンドを持っていません。電光掲示板である田辺市営球場、紀三井寺球場は、隣接するスポーツ施設も含め、和歌山国体の際に全て国からの予算で建て替えが行われたものです。みなべ町や串本町の野球場も、電光掲示板だから必要だと言われますが、みなべ町は、野球場以外に天然芝、人工芝のグラウンドは持っておらず、赤字になっているのは野球場だけで、町の費用も多くありません。みなべ町には大きなホテルと国民宿舎、旅館があり、野球に来るチームはそこに宿泊して地元の収益となっています。串本町は、天然芝の野球場と天然芝の陸上競技場のグラウンドを1つ持っています。大きなホテルが3つあり、もう一つ建設されています。みなべ町同様、合宿、大会で来る方は皆さん、町内の大きなホテルに泊まり、従業員もほぼ串本町の方です。

上富田町は、スポーツ施設が多過ぎて宿泊施設も少なく、町外での宿泊が多く、直接的な町民への経済波及効果は少ない町です。照明のある人工芝は、オレンジサンライズのサッカーチームが夜利用できていますが、4つの施設は、町外のチームが合宿、試合で利用していて、土日や長期休業中において上富田町の小中学生が利用できないほど町外の方の利用となっています。

そのことは、第5次総合計画案のアンケートの「近くにスポーツや健康増進のための施設があり楽しめる」のアンケート項目に対する回答では、そう思うが28.6%と低く、そう思わないが36%と高いという数値にも表れています。多額の予算がつぎ込まれていますが、町民に使える施設になっていないということです。

質の高い多くの施設を持つスポーツセンター維持費の年間費用は、スポーツセンター

に合宿を呼び込むためのスポーツ観光促進事業委託料に640万円、指定管理料に3,300万円、土地や借上料に380万円、備品購入費約100万円、合計年間4,420万円も税金をつぎ込んでいます。利用料を引いてもこれだけ赤字だということです。

これ以外にも、野球場の整備に令和3年8,300万円、町負担2,500万円、1・2塁側の照明リース料、サッカー場の人工芝の張替え撤去費用に約1億7,400万円使用しています。それらを年間に換算すると、費用は1年間で6,000万円以上になっているのではないのでしょうか。さらに、町負担約1億2,000万円の電光掲示板設置で、使用期間が15年から20年、減価償却費は1年で約830万円、維持費の年120万円、修繕費を合わせると1年間に約1,000万円必要となります。

天然芝のグラウンド1面でもなくして、その費用で電光掲示板にするならまだ理解できますが、さらに、外部の方のために赤字を1,000万円も増やすというのは、町民に理解されないでしょう。人口約1万6,000人の小さなまちが、多くの施設のクオリティを同じように高めれば、厳しい財政をさらに圧迫します。

3年間のパッケージで、国に出した新地方創生交付金事業の電光掲示板の設置について、昨年3月議会の私の質問に、町は約1億円という町の負担が必要になります、結論から言えば、うちの財政状況が厳しいので今回は見合わすと答弁しています。3年間のパッケージで国に出したが、財政が厳しいので見送ると答弁したのです。

しかし、急に2月末に開かれた総務文教常任委員会に提案しました。厚生建設常任委員会の議員には、議会開会日3日に開かれた全員協議会において初めて説明されました。質問は、11日の予算審査特別委員会での質疑になりました。私の一般質問において、町が説明資料に記した経済直接効果の1人当たり1泊約7万円の根拠を聞くと、半額はあるなどと自ら記した内容を変更する説明を行いました。また、稼働率を2%上げると説明しながら、別の職員が、これ以上は稼働率を上げられないと答えました。町が自ら議員に出した資料の内容を覆したのです。

議員は町民に何と説明するのですか。説明もできません。保険の金額や補償内容も調べて提起せず、利用料についての提案もありません。電光掲示板設置で利用が増える根拠も示せず、設置する費用対効果も明らかではありません。

町民の方に伺うと、今でも多額の予算を使っているのに、1年間に1,000万円近い町民の血税をさらにつぎ込むことに、これ以上、町外の方に血税を使う必要はない、そんなお金があるなら傷んだ道路を直してほしいと、多くの方が言われていました。

費用を抑えるよう今の掲示板を修理し、得点板を軽量化する。得点板に係る作業ができないチームには、地元のシルバー人材センターを利用や地元雇用を増やすようにして対応すべきです。

その一方で、町内に目を向けたとき、物価高騰が続き、町民の生活は大変な状況となっています。多くの方から、生活がもうぎりぎりで見界になっている、国保や後期高齢医療保険料、介護保険料、水道料を下げしてほしいと言われていました。

国の調査でも、6割が月9万円以下の収入である精神障害者の方の精神通院医療費の無料化予算も、周辺市町村が行っているにもかかわらず計上されていません。子育て世代の国保の均等割負担が大きく、負担の軽減が必要です。高齢者の低所得者のさらなる軽減も必要です。赤字補填以外に町の政策による繰入れは禁止されていません。

子供の発達を保障するためには、要保護・準要保護児童生徒就学援助制度の対象の拡大と援助項目の拡大が必要です。高齢者のための補聴器も必要です。防災対策として、段ボールベッド等の購入は僅かです。巨大地震が明日起こってもおかしくない状況です。早急な対応が求められます。町民、中小零細企業への町独自の支援も計上されていません。

上富田町は、県下でも突出して職員に占める会計年度任用職員が約45%と高く、正職員が少なく、正職員の負担は大きいと思います。改善は見られますが、全く不十分です。県下の多くの自治体が、会計年度任用職員の処遇改善を行い、上富田町よりもよい条件となっていますが、この予算には105名もいる会計年度任用職員の処遇改善がありません。そういったことへの対応が見られないことから反対します。

なお、この議案に対して反対者と賛成者が拮抗して可決された場合においても、電光掲示板の設置については、町民の意見を聞くなどして慎重な対応を行うことを求めて、議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算に対する反対討論を終わります。

以上です。

#### ○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番、家根谷君。

#### ○7番（家根谷美智子）

議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

本予算は、町民生活に寄り添いながら、本町の将来を見据えた重要な施策が盛り込まれており、総合的に評価できるものと考えます。

歳入について、本予算は過去2番目に多い88億400万円となっております。その財源については、町税が2.5%の減となる一方で、国の地方財政計画等に基づく財政措置により地方交付税が5.7%の増、さらに国庫支出金も7.2%の増となっており、必要な財源の確保が図られているものと受け止めております。

次に、歳出について評価されるべき事業として、令和7年度から実施されている18歳までの子ども医療費無償化が、本予算においても引き続き計上されていること。保育環境の充実、また、学童保育の整備に向けた各種施策が盛り込まれている点であります。共働き世帯の増加や、多様な保育ニーズに対応していく中で、保育の質と量の確保は極めて重要であり、安心して子供を預けられる環境整備は、子育て世帯の定住にもつながるものと考えます。

さらに、町民が待ち望んでいるインフラ整備や防災対策についても、着実に予算が配分されている点であります。近年の自然災害の激甚化を踏まえ、安全・安心なまちづくりは最も重要な行政課題の一つであり、これらの取組は、町民の生命と財産を守る基盤となるものであります。

また、商工費においては、前年度比148.3%と大きく伸びており、中でもスポーツDXソリューション導入委託料が大きな割合を占めております。本事業は3か年計画とされており、令和8年度においては、地方創生推進交付金1億2,600万円、ふるさと納税7,000万円、一般財源5,700万円、合計2億5,300万円と非常に大きな規模の事業となっております。このような大型事業については、その必要性や効果について十分な検証と説明責任が求められるものであります。一方、地域の活性化やマネタイズモデル構築などが盛り込まれており、新たな価値創出につながる取組として、今後の展開に期待するものでもあります。

そして、本予算には、公共的事業の再構築を進めるとともに、町民生活に直結する待ったなしの施策が数多く盛り込まれている点も注視しなければなりません。今後の財政運営は依然として厳しい状況が続くことも想定されることから、各事業の優先順位を見極め、効率的かつ効果的な執行が求められます。

本予算が、子供から高齢者まで、誰もが安心して暮らせる上富田町の実現、そして持続可能なまちづくりにつながることを期待し、賛成討論といたします。

**○議長（大石哲雄）**

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、山本君。

**○5番（山本哲也）**

議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算に対し、賛成の立場から討論を行い

ます。

本予算案に計上された野球場のデジタル電光掲示板設置事業について、私は以下の理由から本町の未来を開く攻めの投資であると確信し、賛成いたします。

まず、現在のスコアボードは部材の落下リスクが指摘されるほど老朽化が進んでいます。スポーツのまちを掲げる本町において、万が一にも事故があってはなりません。今回のデジタル化は、単なる老朽化対策にとどまらず、プロや強豪校の合宿誘致に耐え得る付加価値をつけるものです。自治体間の競争誘致が激化する中、今の質を維持し、選ばれ続けるためには避けて通れない更新であると考えます。本事業の核心は掲示板を置いて終わりにせず、稼ぐ仕組みをセットで構築する点にあります。先日の一般質問において、芝課長も、これは稼ぐための装置であると力強く答弁されましたが、私も同感です。これまでは、施設維持に町税を投入し続けるだけでしたが、今後は、デジタル技術を駆使して、自ら運営費を稼ぎ出し町税への依存を減らしていく、このモデルこそが今後の町営施設の在り方を示す先駆的な一歩となります。

さらに、この設備は、野球という枠を超えた大きな可能性を秘めています。先日公表された第5次上富田町総合計画策定に関する住民アンケートの結果では、本町を住みにくいとを感じる理由の第2位に楽しい時間を過ごせる場所がないという切実な声が上がっていました。予算審査特別委員会において当局からも、野球に特化せず、町民の幸せのために地域の方々に楽しんでいただける場所にしたいとの話がありました。私もそのとおりだと思います。

例えば、商工会青年部をはじめとする町内団体が主導し、この巨大スクリーンを生かした住民参加型のスペースやイベントを定期的を開催することは、まちに新たな活力を生みます。自分のまちで心躍る体験をすることは、若い世代が上富田により一層の愛着を持ち、ふるさとを誇りに思う大きな一助となるはずです。これは単なる経済効果という数字だけでははかることのできない本町の財産になります。

本町が長年築き上げてきた「スポーツのまち上富田」の看板を守るだけで終わらせてはなりません。伝統ある球場に最新のデジタル技術という息吹を吹き込み、新たな時代のにぎわいを自らの手で作り出していく、この挑戦こそが、本町の持続可能な未来への道であると確信いたします。

変化を恐れず、新たなステージへと歩みを進める、その覚悟に深く賛同し、本予算への賛成の討論といたします。

#### ○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

---

△日程第18 議案第23号

○議長（大石哲雄）

日程第18 議案第23号、令和8年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第23号、令和8年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に対する反対討論をします。

1人当たりにかかる均等割の負担額は、医療分、後期支援金分、介護分の全てで昨年より増えています。介護分は所得割、平等割、均等割の全てで負担率は増えています。

40代夫婦、専業主婦、子供2人の4人世帯では、給与所得が251万円であれば1万2,400円増え、42万4,600円にもなっています。給与所得が443万円であれば2万1,100円も増え、73万9,300円にもなります。前年に比べ、1人平均約7,754円の負担増で、1人当たりの県納付金は16万7,986円にもなる見込みです。

和歌山県国保運営方針には、保険事業に係る費用についての繰入れなどの決算補填等、目的以外のもの、各市町村の政策により積極的に行われるものへの法定外の一般会計からの繰入れは行ってよいとしています。物価高騰が続いている上に、実質賃金と実質年金が下がっているという大変な状況です。国保加入者の多くが低所得であることを考え、まず1年、緊急的に子育て支援と高齢者の低所得者支援の観点から、一般会計から繰入れて18歳までの子供に係る均等割や高齢者の低所得の減免に踏み切ることも必要ではないかと考えます。

子ども・子育て支援金を上乗せしています。そもそも子育て支援は社会保障の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や高齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。目的外使用によるものを国保税に加えることには反対です。

よって、議案第23号、令和8年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に反対します。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号、令和8年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（大石哲雄）**

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

---

## △日程第 19 議案第 24 号

### ○議長（大石哲雄）

日程第 19 議案第 24 号、令和 8 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9 番、吉本君。

### ○9 番（吉本和広）

議案第 24 号、令和 8 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に対する反対討論を行います。

まず、後期高齢者医療制度そのものについて考えを述べます。

日本共産党は、75 歳という年齢で分け、年齢に達すると全ての人をこの制度に囲い込んでいく仕組みそのものに反対しています。この医療制度の目的は、75 歳以上の高齢者に医療費の負担を痛みとして実感してもらうために導入されたものです。制度導入後 18 年がたちました。時間の経過とともに痛みが大きくなり制度の目的が貫徹され、負担は限界に達しつつあります。地方自治体は、この制度によって老人医療費無料化制度が壊されたことを忘れてはなりません。

そういう制度ですが、和歌山県広域連合事務局は、この制度の枠内で最大限の努力を行い、保険料の抑制に力を尽くされました。それは、支払基金準備金 25 億円の全額繰入れ、県管理の財政安定化基金 4 億円活用に表れました。この努力には敬意を表します。

広域連合が安定化基金の活用で動いたにもかかわらず、今回、広域連合事務局の努力にもかかわらず保険料が上がった主な要因は、物価上昇に対応した診療報酬の改定にありました。現在、病院の 6 割が赤字であり、医療制度の深刻な危機に直面しています。本来ならば、物価高騰の対策として公費を医療制度に投入し、物価高騰への対策を講じつつ、後期高齢者の医療制度に対しては国庫負担の引上げを行うべきでしたが、今回、辛うじて国が講じたのは 2 年間に限定して 7 割軽減に 0.2 割を加え、それを財源措置して会計に入れることでした。これは、一部の被保険者の負担増を抑制するだけで、被保険者全体の保険料を下げるものではありません。国が抜本的な対策を取らなかったことには怒りを覚えます。結局、和歌山県の場合、保険料は 1 人当たり 5, 231 円もの負担増になりました。物価高騰の中、この負担増は耐え難いものであります。

最後に強調したいのは、国による子ども・子育て支援金の創設、負担の押しつけについてです。被保険者の県の負担額は 3 億 3, 526 万 7, 000 円、額として県の財政

安定化基金の活用額を超えています。子ども・子育て支援は、本来、税金の再配分として行われるべきものであり、子育て支援への予算の組み方は国の在り方を示す基本問題の一つです。こういう問題なのに、健康保険に上乗せし国民に負担させるという発想は間違っています。税の集め方、予算の組み方を改めれば、子育て支援の財源は確保できます。

新たな福祉は国民の相互負担で賄うという考えは致命的に間違っていることを述べて、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第24号、令和8年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

---

### △日程第20 議案第25号

○議長（大石哲雄）

日程第20 議案第25号、令和8年度上富田町特別会計介護保険予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第25号、令和8年度上富田町特別会計介護保険予算に対する反対討論を行います。

介護保険料は第9期の2年目です。低所得者保険料軽減措置が実施されていますが、年金生活者は年収の約1か月分が有無も言えない年金天引きとなっています。第9期は9段階の保険料設定が13段階となりましたが、それでも基準額は年額8万5,900円と高い状態です。

介護予防事業として、実績を上げているまちかどカフェ、てんとうむし教室、深夜エクササイズなどは評価できます。しかし、令和3年8月より食事代等の補足給付費が改正されることにより、入所に係る費用が年金額を超えて入所が困難なケースが上富田町でも起こっています。特に第3段階の2の施設入所者は月に食費が2万円以上上がる負担増となりました。年金が10万円を少し超えた方は、ユニット型に入所すると要介護5で月に食事代4万8,000円プラスサービス費2万8,650円、居宅費3万9,300円、合わせて10万8,750円となります。さらに、加算と医療費が1万円程度必要で、年金10万円を超える約12万円の負担となります。洗髪や衣服代を含めると負担はさらに増えます。

町民から特別養護老人ホーム入所の相談が町にありました。ケアマネジャーも入り、希望を聞くと、相談者から「夫の年金は10万円と少しです。頼れる家族は妻のみで、私の年金は7万円もありません。私の国民年金から不足分の2万円を払うと残りは5万円です。私は家賃費用も払わなければならない、生活できません」と話されていました。今も入所ができず困っておられます。町の職員は、入所が困難な限られた旧施設の多床型しか紹介できず、苦勞されています。

高齢になればショートステイや施設入所が必要になりますが、補足給付費の改正によって安心して活用できない状況です。高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度が、社会全体で負担することになっていません。

安心して介護が利用できる予算になることを願って、議案第25号、令和8年度上富田町特別会計介護保険予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第25号、令和8年度上富田町特別会計介護保険予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

---

△日程第21 議案第26号

○議長（大石哲雄）

日程第21 議案第26号、令和8年度上富田町特別会計宅地造成事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第26号、令和8年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に対する賛成討論を行います。

宅地造成事業は減額に努力され、今年度予算では繰上げ充当での対応となっていません。適正な価格での販売努力をされ、黒字会計とされたことに敬意を表します。ご苦労さまでした。

よって、議案第26号、令和8年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に賛成します。  
以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

---

休憩 午前10時41分

---

再開 午前10時41分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより議案第26号、令和8年度上富田町特別会計宅地造成事業予算を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

---

#### △日程第22 議案第27号

○議長（大石哲雄）

日程第22 議案第27号、令和8年度上富田町特別会計奨学事業予算について討論  
を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第27号、令和8年度上富田町特別会計奨学事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

---

△日程第 2 3 議案第 2 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 3 議案第 2 8 号、令和 8 年度上富田町特別会計朝来財産区予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 8 号、令和 8 年度上富田町特別会計朝来財産区予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

---

△日程第 2 4 議案第 2 9 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 4 議案第 2 9 号、令和 8 年度上富田町水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 9 号、令和 8 年度上富田町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

---

#### △日程第25 議案第30号

○議長(大石哲雄)

日程第25 議案第30号、令和8年度上富田町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第30号、令和8年度上富田町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

---

#### △日程第26 議案第31号

○議長(大石哲雄)

日程第26 議案第31号、町道路線の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第31号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第27 議案第32号

○議長（大石哲雄）

日程第27 議案第32号、町道路線の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第32号、町道路線の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時まで休憩します。

---

休憩 午前10時45分

---

再開 午前10時57分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

#### △日程第28 議案第33号

○議長（大石哲雄）

日程第28 議案第33号、上富田町副町長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第33号の提案理由を説明いたします。

議案第33号、副町長の選任について。

下記の者を、上富田町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、山本敏章。

住所、上富田町生馬。

生年月日、昭和31年生まれ。

令和8年3月18日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由を説明いたします。

このたび、令和8年3月31日付で任期満了となります山本敏章氏を再度、上富田町副町長に選任したく、議会の同意を求めるものであります。

山本氏は、平成26年4月1日に副町長に就任しております。この間、職務を全うしており、財政能力、法制執務能力など役場の業務を熟知しているとともに大変優れていること、これに加え住民の方々、職員からも信望が厚く、最適の人材と認めているところであります。

つきましては、引き続き副町長として選任同意をいただけるようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間となります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

これをもって討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号、上富田町副町長の選任について同意を求める件、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町副町長の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

山本副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

大石議長のお許しをいただきましたので、大変貴重な時間をお借りいたしまして誠に恐縮ですが、一言ご挨拶を申し上げます。

副町長の選任につきまして議員各位のご同意をいただき、誠にありがとうございました。私にとりましては、身に余る光栄であります。

今後は、さらなる上富田町発展のために、奥田町長の下、明るく豊かで元気な人づくり、まちづくり、知恵と創造力を合わせる協働のまちづくりの実現に向けて全身全霊を傾けて務めさせていただきますので、今後とも引き続き議員各位のご指導、ご鞭撻を賜

りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

---

### △日程第 29 議案第 34 号

#### ○議長（大石哲雄）

日程第 29 議案第 34 号、上富田町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

#### ○町長（奥田 誠）

議案第 34 号の提案理由を説明いたします。

議案第 34 号、上富田町教育委員会教育長の任命について。

下記の者を、上富田町教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、泉利明。

住所、白浜町堅田。

生年月日、昭和 37 年生まれ。

令和 8 年 3 月 18 日提出、上富田町長奥田誠。

任命理由を説明いたします。

このたび、上富田町教育委員会、宮内一裕教育長が一身上の都合により本年 3 月 31 日をもって退任したい旨の申出があり、退任いたします。

後任の泉利明氏は、県内の中学校や高等学校などでの勤務を経て、上富田中学校では理科の指導や進路、キャリア、道德教育の充実に尽力されました。教育センター学びの丘では指導主事や課長として教員の資質向上に携わりました。さらに、西牟婁教育支援事務所長や児童生徒支援室長を歴任し、市町村教育委員会との連絡、調整や生徒指導課題の対応にも努め、本県教育の充実、発展に尽くされました。また、朝来小学校長としては、コロナ禍での安定した学校運営を推進されました。現在は、定年退職後、講師として新規採用教員の指導に当たられています。

以上のような豊富な経験と深い識見で、本町教育の発展に寄与していただける人材であります。今回、上富田町教育委員会教育長として任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。何とぞご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、任期は前任者の残任期間となります令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日

までの1年5か月間となります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

これをもって討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号、上富田町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第34号、上富田町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前11時06分

---

再開 午前11時09分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

宮内教育長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育長、宮内君。

○教育長（宮内一裕）

お時間をいただきまして、ありがとうございます。

このたび、3期目の半ばでございますが、3月末をもちまして教育長の職を辞させていただくことになりました。退任に当たりまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

小学校を定年退職後、ご縁がありまして、町教育委員会で指導主事として4年間勤務させていただきました。その後、前教育長の後を受けて5年間にわたり教育長の職を務めさせていただきました。この間、町議会の皆様方の温かいご指導やご支援のおかげをもちまして、微力ながらも職責の遂行に当たることができました。重ねてお礼申し上げます。

これからは、一町民として、本町の教育を応援してまいりたいと思っております。今後とも、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご健康とご多幸を祈念し、簡単粗辞でございますが退任の挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

宮内教育長さんにおかれましては、長年にわたり上富田町の教育に貢献され、誠にご苦労さまでございました。

今後とも、ご指導賜りますようよろしく願いをいたします。

---

△日程第30 議案第35号

○議長（大石哲雄）

日程第30 議案第35号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第35号の提案理由を説明いたします。

議案第35号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を、上富田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、廣井哲也。

住所、上富田町下鮎川。

生年月日、昭和28年生まれ。

令和8年3月18日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由を説明いたします。

平成29年4月より3期にわたり委員を務められております上富田町下鮎川の廣井哲也氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となります。

廣井氏につきましては、委員として3期9年の経験を有しており、また、元役場職員として在職中には、税務課、総務政策課などの職務を歴任しており、固定資産評価について十分な知識と経験があり適任であると考えておりますので、引き続き廣井哲也氏を上富田町固定資産評価審査委員会委員として選任同意をお願いするものです。

なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第35号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

○議長（大石哲雄）

日程第31 議案第36号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について及び日程第32 議案第37号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第36号、第37号の提案理由を説明いたします。

議案第36号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから、上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、菅根伸吾。

住所、上富田町朝来。

生年月日、昭和32年生まれ。

令和8年3月18日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由の説明をいたします。

菅根伸吾氏は、平成30年6月15日に管理会委員に就任され、令和7年4月から管理会の会長を務められております。現在2期目で、令和8年6月14日をもって任期満了となります。

菅根伸吾氏は、地域の信望も厚く最適の人材と認めているところでありますので、引き続き朝来財産区管理会委員として務めていただきたく、議会の選任同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、令和8年6月15日から令和12年6月14日までの4年間となります。

続きまして、議案第37号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから、上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、栗田芳也。

住所、上富田町朝来。

生年月日、昭和33年生まれ。

令和8年3月18日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由の説明をいたします。

栗田芳也氏は、平成30年6月15日に管理会委員に就任され、現在2期目で、令和8年6月14日で任期満了となります。

栗田芳也氏は、地域の信望も厚く最適の人材と認めているところでありますので、引き続き朝来財産区管理会委員として務めていただきたく、議会の選任同意をお願いするものです。

なお、任期につきましては、令和8年6月15日から令和12年6月14日までの4年間となります。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

これより2件に対する質疑を一括で行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

2件に対する討論を一括で行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第36号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第37号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

---

△日程第 3 3 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第 3 3 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、会議規則第 1 2 1 条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

---

△日程第 3 4 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第 3 4 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会谷端清委員長より 2 9 項目、厚生建設常任委員会栗田八郎委員長より 2 5 項目、議会広報特別委員会谷端清委員長より 1 項目、議会運営委員会樫木正行委員長より 3 項目、以上となっております。

また、2 の目的につきましては所管事務調査、3 につきましては、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和8年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出しました議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本定例会の初日に議案第15号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第8号）を承認していただきまして、誠にありがとうございました。小・中学校のLED化並びに中学校の普通教室改修事業については、早急に事業実施できるように現在取り組んでいます。

次に、副町長の選任同意をいただき、ありがとうございました。引き続き、副町長として、山本敏章氏が令和8年4月1日から令和12年3月31日まで4年間就任していただきます。先ほど本人からの挨拶にもありましたように、今後も町政発展のために最大の努力をしていただけることと期待をしておりますので、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をいただけますようお願い申し上げます。

次に、先ほど、宮内教育長より退任の挨拶がありましたように、令和3年4月1日から本年3月31日まで5年間教育長を務められ、学校教育や生涯学習などにご尽力をいただき、今日の上富田町の教育行政があるものと思っています。長い間お疲れさまでし

た。ありがとうございます。退任後も、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

次に、教育長の任命同意をいただき、ありがとうございます。新教育長として、泉利明氏が令和8年4月1日から令和9年8月31日までの1年5か月間で、前任者の残任期間就任していただきます。先ほど本人からの挨拶がありましたように、今後も教育行政発展のために最大の努力をしていただけると期待していますので、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をいただけますようお願い申し上げます。

次に、令和8年度の一般会計、特別会計の9議案のご承認をいただきました。この予算は、令和8年度の行政執行の基本となるものであり、開会日の冒頭の挨拶並びに予算審査特別委員会で予算編成の過程を説明し、財源不足についても説明をしていますが、行政運営に当たる上におきましては、教育や福祉、保健、医療などをはじめ、地域の振興対策を充実することも必要であると考えております。

また、令和8年度におきましては、多様化する住民ニーズに応えつつ、日常生活にふさわしい行財政体制を目指し、創意工夫を重ねながら、限られた予算の下に、明るく豊かで元気な人づくり、まちづくり、そして未来を託す子供たちが輝くまちづくりの実現に向けて努力してまいります。

特に、子育て支援や高齢者福祉事業をはじめ、老朽化が進む上富田スポーツセンターの整備事業並びに学校施設整備事業については、早急に着手してまいります。

今後におきましても、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項など並びに予算審査特別委員会の各委員さんからのご指摘などを十分に反映し、取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和8年5月16日の任期満了による町議会議員一般選挙に伴い、5月中旬頃に臨時会開催をお願いしたいと考えています。これにつきましては、議長さんと相談をさせていただきます。

次に、次の臨時会までには様々な行事が予定されていまして、3月23日には各小学校の卒業式、4月1日には町職員の人事異動から始まりまして、4月8日には各小・中学校の入学式などがございますが、議員各位におかれましても、参加依頼などがある場合には、ご参加、ご協力いただけるようお願い申し上げます。

最後に、議員の皆さんには、特に緊急な事案がない限り、今回の定例会が最後になります。私自身、町長に就任以来、議員の皆さんにはいろいろな立場から提案やご指導をいただきました。また、積極的な議会活動を行っていただきまして、お礼を申し上げます。

また、今議会で勇退される議員さんもいらっしゃると思いますが、多くの議

員さんは再度立候補され、上富田町の発展のためにご協力をいただけるものとお聞きしております。4月26日に執行されます町議会議員一般選挙におきましてはご健闘されまして、再度、議員として町政の発展にご協力いただけるようお願いを申し上げまして、令和8年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

---

## △閉 会

### ○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長            大石 哲雄

議事録署名議員            中井 照恵

議事録署名議員            吉本 和広